

	本文により合算する場合	ただし書により別算することができる場
住宅、店舗等	1住宅又は1店舗に設置されている2以上の給水装置の使用水量	
	住宅又は店舗等に付属する施設、設備の使用水量(例、ガレージ、荷置場、物置等)	
ビルディング (以下単に「ビル」という。)	1ビルに2以上の給水装置が設置されているものの使用水量	1ビルであっても、構造上別個のビルが接続しているもの。(使用目的、使用形態がことなり、かつ、会計主体がそれぞれ独立しているもの)(例、市営住宅と府職業安定所と医療センター)
	2以上のビルがその一部で連結されていて、機能的に一体となっているものの使用水量	連絡通路等が軽易なもので、機能的にそれぞれのビルが独立しているもの
	ビル及びビルに付属する施設、設備等の給水装置の使用水量	
地下街	地下街に付属する便所、散水栓等、共同施設の使用水量。ただし1区画を1単位とする。	
駅	1駅構内全体の使用水量	管轄区、路線等系統の異なるもの
		売店等会計主体が異なるもの
学校等	1校園(校園舎、運動場、体育館、プール、食堂等の施設を含む)の使用	食堂、売店等で会計主体の異なるもの
工場	1構内の使用水量	使用目的が異なり、かつ、会計主体が異なるもの(例、工場と社宅(水道料金等を個人負担しているもの))
		道路で隔てられており、かつ、機能的にそれぞれ独立しているもの
公園等(公園動物園緑地帯等)	1園又は1区画の使用水量	園内の独立した建物、施設又は設備で、会計主体が異なるもの
官公署 病院等	ビル又は工場の項に準ずる。	